

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(実施機関)

様

(〒 - )

住 所

請求者 氏 名

電話番号 ( )

個人情報の保護に関する法律第77条の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

請求に係る個人情報の内容 (情報を記録している公文書 を特定するため、具体的に 記入してください。)	
開 示 の 方 法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 視聴
法定代理人等による請求の場合は、次の欄にも記入してください。	
本人の住所、氏名及び電話番号	住所 氏名 電話番号
本人との関係	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> その他 ( )

※該当する□にレ印を記入してください。

- (注) 1 請求の際には、請求者自身であることを証明する書類（運転免許証、マイナンバーカード、  
旅券など写真付きの身分証明書等）を提出又は提示してください。  
2 代理人による請求の場合は、上記1の書類のほか、戸籍謄本、代理人であることを証明する  
書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。）及び委任状を提出し  
てください。

【職員記入欄】次の欄には記入しないでください。

請求者の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
法定代理人等の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本・抄本 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
受 付	年 月 日	受付印
担 当 部 署	(電話番号 )	
備 考		

## 個人情報の開示、訂正等を請求された方へ

- 1 受付の日から起算して、開示請求の場合は15日以内に、訂正等の請求の場合は30日以内に、請求された個人情報についての決定をします。
- 2 やむを得ない場合により、15日以内に開示をするかどうかの決定を行うことができないときは、その期間を延長することがあります。  
その場合には、文書で通知します。
- 3 開示する場合は、開示の日時及び場所を通知します。指定された日時に来庁できない場合は、担当課に連絡ください。  
訂正等の決定をした場合は、その内容等を通知します。
- 4 個人情報の閲覧又は視聴に係る手数料は無料ですが、写しの交付を希望される場合は、写しの作成に要する実費を負担していただきます。  
費用は、1枚につき20円です。

総務部総務課

電話番号 0865-69-2121